

2019 年 7 月 26 日

ヤフオク ドームリレーマラソン 2019 大会事務局 御中

適 格 消 費 者 団 体  
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡  
理 事 長 朝 見 行 弘  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 1 丁目 18 番 16 号  
博多駅前 1 丁目ビル 302 号  
TEL 092-292-9301 / FAX 092-292-9302

## 申 入 書

当機構は、消費者の権利確立をめざし、消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うことを目的として、福岡県内の弁護士、司法書士、消費生活相談員など消費者問題に取り組んでいる団体及び個人によって 2009 年 9 月に設立され、2012 年 11 月に消費者契約法に基づき内閣総理大臣より適格消費者団体としての認定を受けております。

当機構は、消費者契約法などに基づいて消費者に対する不当な勧誘行為や、不当契約条項の使用中止の申入れを行い、差止請求訴訟を提起するとともに、消費者被害の救済に必要と思慮する場合には、任意の申入れを行うなど、消費者裁判手続特例法に基づく損害賠償請求訴訟を提起する権限を有する特定適格消費者団体の認定を受けるべく活動を展開しています。

さて、当機構は、貴大会事務局が開催準備を進められている「ヤフオクドームリレーマラソン 2019」につきまして、福岡市に多くの市民ランナーが集まり、市民の健康の増進に寄与するイベントとして、その開催には賛同するところですが、公開されている別添申込規約の検討を行ったところ、同規約につき、消費者契約法に抵触すると思われる条項があるものと判断いたしましたので、下記のとおり申入れを行います。なお、今年度の大会開催日が近いところではありますが、当機構としましては、今年度の大会においても申入れの趣旨に準じたご対応を求めるとともに、次年度以降の開催に向けた規約改正についてご検討いただきたく、本申入れを行う次第です。

つきましては、本申入れに対する貴大会事務局のご回答を、2019 年 8 月 30 日までに、書面にて当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。

本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容及びそれに対する貴実行委員会のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降のすべての経緯・内容を当機構のウェブサイト等で公表させていただきますのでご留意ください。

### 記

#### 第 1 申入れの趣旨

- (1) 「ヤフオクドームリレーマラソン 2019」の「申込規約」に記載された「1. 自己都合に

よる申し込み後の種目変更、キャンセル不可及び過剰入金・重複入金の返金を行わないことを了承します。」という条項（以下「本件申込規約第1項」といいます。）のうち、「過剰入金・重複入金の返金を行わない」という部分につき削除を求めます。

- (2) 「ヤフオクドームリレーマラソン 2019」の「申込規約」に記載された「2. 地震・風水害・降雪・事件・事故・疾病等による開催縮小・中止、参加料返金の有無・額、通知方法等についてはその都度主催者の判断に従います。」という条項（以下「本件申込規約第2項」といいます。）につき削除または消費者契約法に適合する内容への変更を求めます
- (3) 「ヤフオクドームリレーマラソン 2019」の「申込規約」に記載された「6. 大会開催中の事故、紛失、傷病等に関し、主催者の責任を免除し、損害賠償等請求は行いません。補償は大会側が加入した保険の内容の範囲内であることを了承します。」という条項（以下「本件申込規約第6項」といいます。）につき削除を求めます。

## 第2 申入れの理由

### (1) 消費者契約法の適用について

本大会への参加は、参加者による参加申込みと本大会主催者による参加承諾（受け付け）の合致によって成立する本大会への参加契約であり、事業として本大会を主催するTVQ九州放送、福岡ソフトバンクホークス、西日本新聞社は、いずれも消費者契約法第2条第2項の定める「事業者」に該当します。一方、参加者は、事業としてまたは事業のためではなく個人として本大会に参加するものであり、同条第1項の定める「消費者」に該当します。

したがって、本大会への参加契約は、消費者契約法第2条第3項の定める「消費者契約」に該当し、消費者契約法の適用を受けることになります。

### (2) 申入れの趣旨第1項について

本件申込規約第1項は、「自己都合による申し込み後の種目変更、キャンセル不可及び過剰入金・重複入金の返金を行わないことを了承します。」と定めていますが、過剰入金・重複入金については、民法上、不当利得として主催者に返還義務が生じることになることから（民法第703条）、同項のうち「過剰入金・重複入金の返金を行わない」とする部分は、民法第703条と異なる合意を定めたものといえることができます。

そして、民法第703条は消費者契約法第10条にいう「公の秩序に関しない規定」に該当し、本件申込規約第1項の当該部分が適用された場合において参加者は過剰支払分または重複支払分の返還を受けることができず、民法第703条が適用された場合に比して消費者の権利が制限されることになります。したがって、本件申込規約第1項の当該部分は、消費者契約法第10条の第1要件に該当し、主催者による過剰支払分または重複支払分の返還を否定すべき合理的理由はないことから、消費者である参加者の利益を一方的に害するものとして同条の第2要件該当性も認められます。

したがって、本件申込規約第1項のうち「過剰入金・重複入金の返金を行わない」とする部分は、消費者契約法第10条に反し、無効であるといわざるを得ませんので、削除を求めます。

(3) 申入れの趣旨第2項について

本件申込規約第2項は、「地震・風水害・降雪・事件・事故・疾病等による開催縮小・中止、参加料返金の有無・額、通知方法等についてはその都度主催者の判断に従います。」と定められています。ここにおける「参加料返金の有無・額」とは、「地震・風水害・降雪・事件・事故・疾病等による開催縮小・中止」に伴う参加料の返還を意味するものと解することができます。

主催者および参加者のいずれの責めにもよらない「地震・風水害・降雪・事件・事故・疾病等」の事由によって本大会が中止となった場合において、その対価である参加料の支払いは、民法上、危険負担の問題として取り扱われることとなります。そして、「特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約」を除く契約においては、いわゆる「債務者主義」がとられており（民法第536条）、主催者は、本大会への参加の対価である参加料を請求できないこととなります。しかし、本件申込規約第2項は、「参加料返金の有無・額」を決定する権限を主催者に付与することを定めており、民法536条の適用と異なる合意が定められています。

消費者契約法第10条は、消費者契約につき、「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする」ものと規定しています。

そして、民法第536条が消費者契約法第10条にいう「公の秩序に関しない規定」であり、本件申込規約第2項が適用された場合に参加者は、参加料の返還を受けることができなくなる可能性があり、主催者および参加者のいずれの責めにもよらず本大会が縮小・中止されたことの危険を負担することとなって、民法第536条の規定する債務者主義が適用された場合に比して消費者の権利が制限されることとなります。したがって、本件申込規約第2項は、消費者契約法第10条の第1要件に該当し、また主催者による参加料の返還を否定すべき合理的理由はないことから、消費者（参加者）の利益を一方的に害するものとして同条の第2要件該当性も認められます。

したがって、本件申込規約第2項は、消費者契約法第10条に反するものとして無効であるといわざるを得ませんので、同条項の削除または消費者契約法に適合する内容への変更を求めます。

(4) 申入れの趣旨第3項について

本件申込規約第6項は、「大会開催中の事故、紛失、傷病等に関し、主催者の責任を免除し、損害賠償等請求は行いません。補償は大会側が加入した保険の内容の範囲内であることを了承します。」と定めています。そして、同項のうち「大会開催中の事故、紛失、傷病等に関し、主催者の責任を免除し、損害賠償等請求は行いません。」という

部分は、本大会に関して生じた主催者の債務不履行責任および不法行為責任をすべて免除するものということができます。

しかし、レース中の誘導ミスにより参加者が一般車両と接触事故を起こした場合などには、安全配慮義務違反として主催者に損害賠償責任が生じることが考えられます。また、傷病への対応についても過失が認められる限り、主催者に損害賠償責任が生じる可能性が認められます。さらに、参加者の所持品を預かったのであれば、無償で預かったとしても、自己の財産に対するのと同じの注意義務を怠った場合において主催者が損害賠償責任を負うことは明らかです（民法第659条）。すなわち、本大会において主催者が参加者に対して債務不履行責任あるいは不法行為責任を負う可能性は少なからず考えられます。

これに対し、消費者契約法第8条第1項第1号は「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」について、同項第3号は「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」について、いずれもこれらの条項を無効とする旨を定めています。しかし、本件申込規約第6項の当該部分は、何らの限定を付することなく主催者の責任を免除しており、主催者の負う債務不履行責任および不法行為責任の全部を免除するものとして、消費者契約法第8条第1項第1号および第3号に反し、無効であるといわざるを得ません。

また、消費者契約法第8条第1項第2号は、「事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項」について、同項第4号は「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項」について、いずれもこれらの条項を無効とする旨を定めています。したがって、事業者の故意または重過失による債務不履行または不法行為にもとづく損害賠償額に上限を設ける条項は、事業者の賠償責任を一部免除するものとして無効となります。

本件申込規約第6項のうち「補償は大会側が加入した保険の内容の範囲内であることを了承します。」という部分は、主催者の故意または重過失による場合を含め、主催者の債務不履行または不法行為に基づく損害賠償額を主催者の加入する保険の範囲内に限定するものであり、主催者の賠償責任を一部免除するものとして、消費者契約法第8条第1項第2号および第4号に反し、無効であるといわざるを得ませんので、削除を求めます。

### 第3 結語

以上の検討を踏まえ、当機構は、貴大会に対し、「ヤフオクドームリレーマラソン 2019」の「申込規約」に記載された申入れの趣旨記載の各条項につき、それぞれ削除等の措置を講じられるよう申し入れます。

また、本件申込規約によれば、主催者として「TVQ九州放送・福岡ソフトバンクホーク

ス・西日本新聞社」と記載されていますが、その代表者および住所が示されていません。そこで、本件申入れについては、貴大会事務局に対してこれを送付させていただきますが、消費者契約法第 41 条に基づく書面の送付および同法第 12 条第 3 項に基づく差止請求訴訟の提起にあたっては、本件参加契約の契約当事者（主催者）となる団体の代表者の氏名および住所が必要となることから、これら住所および代表者の氏名を明らかにしていただくようお願いいたします。

以 上